



担当課	総務部総務室人事課
連絡先	5134

タイトル	高砂市役所食堂運営事業者の公募について		
開催日時	【申込期間】 令和7年7月1日から9月30日まで		
開催場所	【申込受付場所】高砂市役所本庁舎4階 人事課窓口		
概要 (内容)	令和8年4月以降の高砂市役所食堂運営事業者を募集しています。 ≪申込期間≫ 令和7年7月1日から令和7年9月30日まで ≪申込受付場所≫ 高砂市役所本庁舎4階 人事課窓口 ※その他詳細は市ホームページにてご確認ください。		
主催			
担当からの アピールコメント			
市ホームページ	掲載あり(R7.7.1~) (ID:) 12423	掲載予定	なし
添付資料	あり (公募要領・仕様書)		なし

高砂市役所食堂運営事業者公募要領

食堂運営のコンセプト

- ☆職員がより利用したくなる食堂
- ☆市民等に親しんでもらえる食堂
- ☆安全・安心な食材の利用

職員の福利厚生及び来庁者の利便性向上を目的とし、本市が提示する諸条件の下、高砂市役所食堂運営事業者を公募し、プロポーザル方式により選定する。

記

1 業務名

高砂市役所食堂運営事業

2 業務内容

別添「高砂市役所食堂運営事業者公募に係る仕様書」のとおり

3 使用許可期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、令和9年3月31日までは継続して運営するものとする。(要「使用許可申請」)

令和9年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、使用期間満了の5箇月前までに書面により意思表示を行い、かつ、当初高砂市が定めた公募条件を変更しないことを前提として年度ごとに申請を行うことにより、最長令和13年3月31日までの間、使用許可を受けることができる。

4 参加資格要件

食堂運営におけるコンセプトを踏まえ、熱意を持って日々の業務に取り組むことを最も重要な要件とする。

その他の要件については、以下のとおりとする。

- (1) 公募要領及び別添の「高砂市役所食堂運営事業者公募に係る仕様書」の内容を理解し、良質な飲食品を低廉な価格で提供できる者であること。
- (2) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間において、1年以上継続した飲食業の営業実績があること。
- (3) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を有しており、市庁舎において営業許可が受けられる見込みがある者
- (4) 公募開始日から審査の日までの間において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する資格制限に該当しないこと。
- (5) 公募開始日から審査の日までの間において、高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号）

- 第3条に規定する資格制限に該当しないこと。
- (6) 公募開始日から審査の日までの間において、高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (7) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (9) 公募開始日において納期限が到来している国税及び高砂市税について、完納していること。
 - (10) 本市との協議及び調整に十分な能力を有し、契約、本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和7年7月1日（火） |
| (2) 公募開始（市ホームページ及び広報7月号掲載） | 令和7年7月1日（火） |
| (3) 質問書提出期限及び現地見学終了 | 令和7年8月29日（金） |
| (4) 質問書に対する回答 | 令和7年9月12日（金） |
| (5) 参加申込書提出期限 | 令和7年9月30日（火） |
| (6) 審査 | 令和7年10月下旬 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和7年11月上旬 |
| (8) 選定業者との調整 | 令和7年11月下旬 |
| (9) 契約の締結 | 令和7年12月上旬 |
| (10) 準備期間 | 契約締結日～3月 |
| (11) 食堂運営開始 | 令和8年4月1日 |

6 参加手続

(1) 提出書類等の配布

参加申込書、仕様書その他公募に関する様式は、令和7年7月1日（火）から令和7年9月30日（火）までの間に本市ホームページからダウンロードするか、総務部総務室人事課まで取りに来ること。

(2) 公募に関する質問

公募に関して質問がある場合は、「公募に関する質問書」（様式4）を令和7年8月29日（金）までに総務部総務室人事課に提出すること。郵送の場合は必着とする。

回答は、令和7年9月12日（金）までに郵送にて行う。

(3) 現地見学

現状の庁舎内食堂を確認したい場合は、「現地見学申込書」（様式5）を総務部総務室人事課に提出すること。見学会の実施は、令和7年8月29日（金）までとする。

見学日時については、調整後、電話にて連絡する。

(4) 参加申込書の提出

公募に参加される場合は、以下の表の番号1から10までの書類を令和7年9月30日(火)までに総務部総務室人事課に提出すること。郵送の場合は9月30日必着とする。

番号	提出書類	摘 要	法人	個人
1	公募参加申込書	・様式1	○	○
2	営業実績報告書	・様式2	○	○
3	許可証明書	・営業上、必要な許可、認可、登録等の証明書等	○	○
4	企画提案書	・様式3 ・紹介用のパンフレット等がある場合は、参考に添付すること。	○	○
5	誓約書	・様式6	○	○
6	代表者身分(身元)証明書	・代表者の本籍地の市町村で証明されたもの		○
7	住民票抄本	・住所地の市町村で証明されたもの (住所、氏名及び生年月日が確認できるもの)		○
8	登記事項証明書	・所轄の法務局で証明されたもの	○	
9	国税の納税証明書	・所轄の税務署で証明されたもの ・個人の場合は、申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明されたもの(申請代表者名義のもの)様式その3の2 ・法人の場合は、法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明されたもの(申請法人名義のもの)様式その3の3 ・消費税及び地方消費税の証明は免税業者も必要	○	○
10	市税の完納証明書 ※高砂市発行のもの	・様式8 ・本店が高砂市内にある者(本店用1通) ・受任者(契約締結権限を委任された営業所)が高砂市内にある者(本店用と受任者用の2通) ・個人の場合は申請代表者名義のものを、法人の場合は申請法人名義のものを提出。ただし、受任者がある者は、当該受任者名義のものも提出が必要	○	○

※番号6から10までの書類については令和7年7月1日以降に証明されたものに限る。

※番号9及び10において納税又は徴収の猶予を受けている場合は「猶予許可通知書」の写しを提出すること。

7 選定方法

審査基準に基づき評価し選定する。(提案者が1者であっても、評価は実施する。)

- (1) 実施日 令和7年10月下旬
- (2) 審査内容 公募参加者による企画提案書の説明及び質疑応答を行う。
- (3) 出席者 3名以内
- (4) 審査基準 以下の表の評価項目について5段階評価で行う。

評価項目	
1	食堂業務へ取り組む基本的な考え方について
2	食堂業務実施体制について(営業時間、配置人数など)
3	安全衛生管理について(食中毒、異物混入の防止策など)
4	感染症対策について(新型コロナウイルス対策など)
5	提供メニューについて(品数、内容など)
6	提供価格について
7	行政財産使用料について

- (5) その他 実施日時は後日連絡する。

8 参加辞退

本件の参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに市担当部署に電話連絡のうえ、「参加辞退届」(様式7)を持参又は郵送により提出すること。

9 担当部署

高砂市総務部総務室人事課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

TEL : 079-443-9005 (直通)

FAX : 079-442-2229

E-mail : tact1520@city.takasago.lg.jp

高砂市役所食堂運営事業者公募に係る仕様書

1 使用許可物件

(1) 場所

高砂市役所食堂厨房（分庁舎1階）及び職員休憩スペース（本庁舎2、4階）

(2) 所在地

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

(3) 使用許可面積

厨房部分 78.6 m²（厨房：46.8 m² 厨房前室：15.9 m² 更衣室・事務室：15.9 m²）

職員休憩スペース 3.6 m²（2階 1.8 m²（自動販売機1台）、4階 1.8 m²（自動販売機1台））

(4) 座席数

大人用椅子 94脚 ソファ（3人掛け）2台 子供用ハイチェア 4脚

（参考）客席部分 181.2 m² 庁舎職員数 約500人

(5) 貸与備品

（別表1）のとおり

2 施設運営及び使用許可の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、令和9年3月31日までは継続して運営するものとする。

令和9年4月1日以降、継続して運営しようとする場合は、使用期間満了の5箇月前までに書面により意思表示を行い、かつ、当初高砂市が定めた公募条件を変更しないことを前提として年度ごとに申請を行うことにより、最長令和13年3月31日までの間、運営することができる。

3 使用用途

(1) 市役所食堂の運営

(2) 自動販売機の設置

食堂の安定的な営業継続と市場よりも安価な提供を目的とし、食堂運営事業の一環として職員休憩スペース（本庁舎2、4階）への自動販売機の設置を認める。（2台まで。使用料及び光熱水費は設置者の負担とする。）

4 経費の負担

運営事業者は、次に掲げる経費を負担する。

(1) 行政財産使用料

① 使用料の積算対象面積は、厨房部分 78.6 m²及び職員休憩スペース 3.6 m²（自動販売機2台分）とする。

② 厨房部分の使用料は、424,440円／年（月額35,370円）とする。

〔算出根拠〕 高砂市行政財産使用料条例（昭和62年高砂市条例第28号）第3条

$$78.6 \text{ m}^2 \times 5,400 \text{ 円} = 424,440 \text{ 円}$$

③ 職員休憩スペースの使用料は、16,200円／年（月額1,350円）以上で運営事業者が提案した金額とする。

[算出根拠] 高砂市行政財産使用料条例（昭和 62 年高砂市条例第 28 号）第 3 条

本庁 2 階 8,100 円／年（2 ㎡未満）

本庁 4 階 8,100 円／年（2 ㎡未満）

- ④ 使用料は、別途高砂市が発する納入通知書により、納期限までに納入すること。
- (2) 食堂運営に要する必要な原材料費及び消耗品類に要する費用
- (3) 光熱水費等
電気、水道、下水道、ガス及び電話料金は、別途高砂市が発する納入通知書により、納期限までに納入すること。
- (4) 食堂運営に必要な各種手続に要する一切の費用
- (5) 食堂運営に必要な備品のうち、貸与する備品（別表 1）以外の購入及びこれらの修理に要する費用
- (6) 貸与する備品を故意又は過失により故障・破損させた場合の修理に要する費用（経年劣化等に伴う故障等による修理に要する費用を除く。）
- (7) 食品衛生上必要な処理に要する費用
- (8) 清掃、防虫、防鼠、消毒等の衛生管理に要する費用
- (9) 消毒液及びアクリル板の設置等感染症防止対策に要する費用
- (10) ごみ処理に必要な一切の費用

5 使用条件等

- (1) 営業日及び時間
営業日及び営業時間については、提案書により提案すること。
ただし、営業日については月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）及び営業時間については営業日の午前 11 時から午後 2 時までは必ず営業すること。
- (2) 客席
客席部分は高砂市が管理するが、テーブル等の清掃については運営事業者が行うものとする。
- (3) 提供メニュー及び価格等
メニュー・価格・サービスについては、職員及び来庁者のニーズに対応すること。
ただし、アルコール類の販売は禁止とする。
- (4) 湯茶の提供
昼食時間帯については、湯茶の提供サービスを行うこととする。
- (5) 厨房備品
厨房備品は別表 1 のとおりとし、使用許可の期間貸与する。
- (6) 禁煙
敷地内及びその周辺は、終日禁煙とする。
- (7) 営業許可の申請
食品衛生法に基づく営業許可の申請その他法令が定める諸官庁への申請、届出等については、全て運営事業者の負担で行うものとする。
また、営業に関して必要な許認可につき、開店までにその写しを高砂市に提出すること。
- (8) 食材・物品類の搬入及び搬出について

食材・物品類の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮するものとする。停車場所及び搬入出経路は、あらかじめ本市の指示を受けた方法とする。

(9) 衛生管理及び感染症対策

運営事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、全て運営事業者の責任と負担において対処するとともに、直ちに高砂市に報告するものとする。

また、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うものとする。

(10) 廃棄物等の処理

食堂運営によって生じる廃棄物については、運営事業者が自らで処理するものとする。

(11) 防火管理

食堂運営従事者は防火管理を徹底するものとする。

(12) 事故等への対応

運営事業者は、事故防止を徹底するとともに、事故が発生した場合には、全て運営事業者の責任と負担において処理するとともに、直ちに高砂市に報告するものとする。

(13) 苦情への対応等

利用者からの苦情等には、運営事業者が責任をもって対応するものとする。

(14) 営業状況等の報告

本市が、運営事業者に対し収支、提供食数及びその他の報告を求めた場合は、運営事業者は、その求めに応じなければならない。

(15) 貼紙、看板等

使用許可を受けた場所以外での貼紙、看板等の表示は認めない。

(16) 非常時・災害時の対応

非常時・災害時は、本市と連携・協力すること。

(17) 契約の締結

選定された運営事業者は、高砂市と契約書を締結する。

(18) その他

この仕様書に定めのない事項や運営に際し疑義が生じた場合は、高砂市と運営事業者が協議するものとする。

6 使用上の制限

(1) 使用物件は、最善の注意をもって、維持保存すること。

(2) 使用物件を市役所食堂の運営以外の用途に使用しないこと。

(3) 使用物件の全部又は一部を第三者に使用させないこと。

7 契約の解除

高砂市は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。その場合、当該解除によって生じた損失の補償を本市に請求することはできない。

(1) 本市において使用物件を必要とするとき。

(2) 本市に納入すべき行政財産使用料及び光熱水費等を延滞し、相当なる期間を定めた催告を

- 受けたにもかかわらず、これを納入しないとき。
- (3) 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
 - (4) 契約書及び仕様書の各条項に違反したとき。
 - (5) 信用を失墜するなど、不適當な行為があったとき。

8 原状回復

- (1) 契約の解除又は使用期間が満了したときは、自己の費用で、本市の指定する期日までに使用許可物件を現状に回復すること。ただし、本市が特に承認したときは、この限りではない。
- (2) 本市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市がこれを行い、その費用は、運営事業者の負担とする。この場合においては、運営事業者は、何らの異議を申し立てることはできない。

9 損害賠償

- (1) 運営事業者は、その責めに帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなくてはならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。
- (2) 運営事業者は、契約書及び仕様書に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

別表 1

番号	品名	品番	数量	備考
1	製氷機		1	厨房
2	デジタルハカリ		1	厨房
3	冷凍庫（626ℓ）		1	厨房
4	冷蔵庫（1355ℓ）		1	厨房
5	包丁まな板殺菌庫		1	厨房
6	ガス炊飯器（3升炊き）		2	厨房
7	電子レンジ		1	厨房
8	ガステーブル（2口）		2	厨房
9	涼厨ガスフライヤー		1	厨房
10	ローレンジ		1	厨房
11	ガスウォーマーテーブル		1	厨房
12	保温ジャー（4.4升）		1	厨房
13	消毒保管庫（15カゴ）		1	厨房
14	テーブル		26	食堂
15	椅子（大人用）		94	食堂
16	ソファ（3人掛）		2	食堂
17	カフェキャビネット		2	食堂
18	子ども用ハイチェア		4	食堂
19	シェルフ		1	厨房前室
20	洋式便所（1人用）		1	厨房前室
21	更衣ロッカー（6人用）		1	更衣室・事務室